

政令第二百十四号

特許法施行令及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特許法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第六十七条第二項及び第百八十四条の二十第六項並びに工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三条第一項及び第五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（特許法施行令の一部改正）

第一条 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「同条第四項」を「同条第五項」に、「第二条第四項」を「第二条第五項」に改め、同条第二号中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

第十七条の表の中欄中「国内書面提出期間」の下に「（第百八十四条の四第一項ただし書の外国語特許出願にあつては、翻訳文提出特例期間）」を加える。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令の一部改正）

第二条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行令（平成二年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第十九号中「特許法」の下に「第四十八条の七若しくは」を加える。

第六条中第二十二号を第二十三号とし、第七号から第二十一号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 特許法第四十八条の七の規定による通知

別表の一の項第四欄中「第九号まで、第十九号及び第二十号」を「第六号まで、第八号から第十号まで、第二十号及び第二十一号」に改め、同表の二の項第四欄中「第九号まで及び第十八号から第二十二号」を「第六号まで、第八号から第十号まで及び第十九号から第二十三号」に改め、同表の三の項第四欄及び四の項第四欄中「第七号、第八号、第十号、第十九号及び第二十号」を「第八号、第九号、第十号、第十一号、第十二号及び第二十一号」に改め、同表の五の項第四欄中「第七号、第八号、第十号から第十七号まで、第十九号及び第二十号」を「第八号、第九号、第十号から第十八号まで、第二十号及び第二十一号」に改め、同表の六の項第四欄中「第七号から第十七号まで、第十九号及び第二十号」を「第八号から第十八号

まで、第二十号及び第二十一号」に改める。

附 則

この政令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年九月一日）から施行する。